

レバレッジ比率の枠組みと開示
要件に関するバーゼルⅢテキス
トの公表について

2014年2月
金融庁／日本銀行

1-1. レバレッジ比率の概要

(1) 目的

- ・ 銀行部門におけるレバレッジの積み上がりの抑制。
- ・ 簡素な、非リスクベースの指標により、リスクベースの指標を補完。

(2) 基準の概要


$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1資本}}{\text{エクスポージャー額}}$$

- 分子のTier1は、バーゼルⅢベース(経過措置も勘案)。
- エクスポージャー額は、①オンバランス、②デリバティブ取引、③証券金融取引(SFT)、④オフバランスのエクスポージャーの合計として算出。



1-2. ルール・テキストの位置付けと今後の予定

- 本ルール・テキストは、2015年1月1日から開始するレバレッジ比率の開示に対応するため、レバレッジ比率の計算方法の枠組みをバーゼルⅢ規則文書(2010年12月)の内容から改訂・具体化し、開示要件を示したものの。
- 現在、3%を最低水準としてテストが行われ(試行期間: 2013年1月1日~2017年1月1日)、2018年1月1日から第1の柱への移行を視野に入れつつ、2017年前半までにレバレッジ比率の定義及び水準について最終的な調整を行う予定。



2-1. 市中協議文書からの主な変更点

- ① 四半期ごとに開示するバーゼルⅢ・レバレッジ比率は、四半期次(ただし 月次平均や日次平均といったより高頻度な計算も可)。
- ② 連結の範囲は、規制上の連結対象を用いる。
- ③ デリバティブの取扱い
 - ◆ デリバティブ・ポジションとのネットtingが認められる、デリバティブの担保の定義を明記。
 - ◆ クレジット・デリバティブを売却した場合の想定元本の計上に関し、上限等を設定。
 - ◆ 適格中央清算機関(QCCP)と間接参加者(顧客)との間の仲介取引を行った場合の取扱いを明記。
- ④ レポ取引等の証券金融取引(SFT)の取扱い
 - ◆ レポ取引等により発生する金銭債権と金銭債務に関し、新たな規制上のネットting要件の導入。
- ⑤ オフバランス・シート項目に標準的手法の掛目(CCF0%→10%)を適用。

(参考) バーゼルⅢ規則文書(2010年12月)からの エクスポージャーの主な変更点

	バーゼルⅢ規則文書(10年12月)の内容	レバレッジ比率規則文書(14年1月)の内容
連結対象	会計上の連結対象と規制上の連結対象とが異なる場合に関する記述は部分的。	連結の範囲は、規制上の連結を適用。
デリバティブ	クレジット・エクスポージャー方式に基づく、「再構築コスト+アドオン」(バーゼルⅡ ネットtingは認める)。	左に同じ。ただし、 ・ネットtingが認められる変動証拠金の定義を追加。 ・クレジット・デリバティブの場合には左記に加えて想定元本(ただし、最大損失額を上限)も加味。
レポ取引等の証券金融取引(SFT)	会計上のエクスポージャー(バーゼルⅡ ネットtingは認める)。	・レポ取引等により発生する金融債権と金融債務に関し、新たな規制上のネットting要件の導入。 ・カウンターパーティー・エクスポージャー(相手方に差入れた現金・証券と、相手方から受入れた証券・現金との評価差額[担保不足額])も加味。
オフバランス項目	100%の掛目を適用。ただし、「無条件」で取消し可能なコミットメントには10%の掛目を適用。	オフバランス・シート項目に標準的手法の掛目(ただし、下限10%)を適用。



2-2. デリバティブの取扱い

A) 担保の取扱い: 変動証拠金として現金担保を授受した場合は、一定の条件の下、デリバティブ・ポジションとの相殺が可能。

- ◆ 下記の要件を満たす場合、受取担保はデリバティブ取引の再構築コスト部分の相殺に充てることができ、差入担保はレバレッジ比率のエクスポージャーから控除することができる。
 - 変動証拠金の受入側が保有する現金が分別管理の対象ではないこと（適格中央清算機関(QCCP)を相手方とする取引は除く）。
 - 各ポジションの市場価格に基づき日次で算出され、エクスポージャーを保全するために十分な金額が交換される証拠金であること。
 - 取引相手のデフォルト時等にネットで決済されることが合意されており、これがマスター・ネットリング契約に基づき、関連する全ての法域において法的な強制力を有するものであること。
 - 証拠金が、デリバティブの決済に用いられる通貨と同一通貨建であること。



B) CDSの取扱い: クレジット・デリバティブのプロテクション売却にかかると参照資産へのエクスポージャーを認識する

- ◆ 参照資産へのエクスポージャーを実質的な想定元本により認識し、エクスポージャー額として計上。但し、既に損失計上している分は除外する取扱いも可。
 - … 例えば、実質的な想定元本100をエクスポージャーとして計上しており、本取引から損失20が発生した場合、損失20がTier1資本から控除されれば、上限である最大損失額80をエクスポージャーとして計上することができる。
 - … 上記取扱いを採用した場合で、ヘッジ目的で購入したクレジット・デリバティブのプロテクションに関し利益が出た場合は、Tier1額から当該プロテクションに伴い増加した自己資本に相当する額を控除。
- ◆ 原則、同一参照銘柄・同順位のプロテクションの購入があり、満期が同じまたは長い場合には、相殺が可能。但し、単一の参照債務のプロテクションの売却に対しては、より劣後するプロテクションの購入であっても可。

c) 適格清算機関 (QCCP) の取扱い: QCCP と間接参加者 (顧客) との間の仲介取引を行った場合の取扱い。

- ◆ Principal Model (Figure 1) の場合、直接参加者が顧客に QCCP の債務履行を法的に保証していない場合は、CCP leg を認識しない。
- ◆ Agent Model (Figure 2) の場合、直接参加者が QCCP に顧客の債務履行を法的に保証している場合は、Client leg を認識する。

Figure 1: Client clearing: The principal model

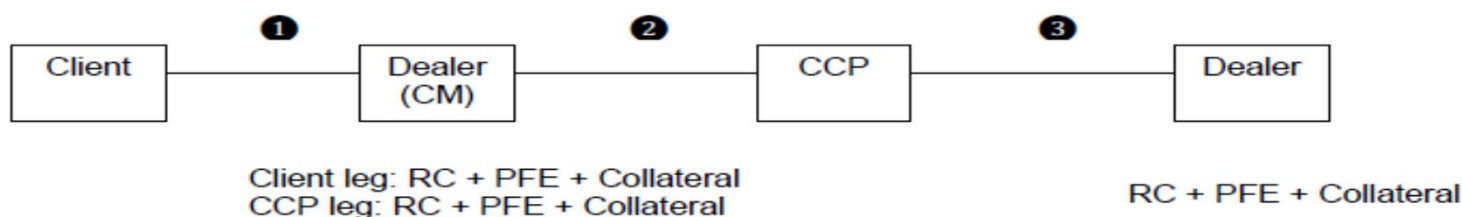
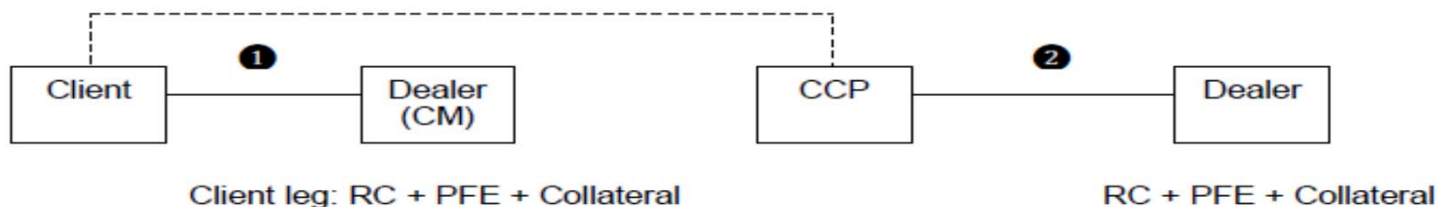


Figure 2: Client clearing: The agent model



2-3. 証券金融取引(SFT)の取扱い

- ◆ SFTの想定元本とカウンターパーティ・エクスポージャーの双方を捕捉する:
 - (a) 想定元本:グロスのSFT資産を計上。但し、以下の要件を満たした場合、同一カウンターパーティとの間での、SFTにより発生する金融債権及び債務のネットtingを認める。
 - 対象となる各SFTの最終決済期日が同一であること。
 - 通常の新デフォルト時及びデフォルト時等において、取引の相手方に対する債権額及び債務額のネットtingに法的な強制力があること。
 - 当事者に、ネットting決済または、同時決済する意思があること。もしくは、当該取引が純額決済と同等のネットting機能を具備したものと見做されること。そのために、対象となる取引は、同一の決済システムを通じて決済処理されるとともに、現金担保及び日中の信用ファシリティの供与によってその営業日内に決済されることが確保されている。また、証券ポジション(担保)の決済上の問題が、資金の決済に影響を及ぼさない。
 - (b) カウンターパーティ・エクスポージャー:上記に加え、SFTの相手方に差入れた現金・証券から、相手方から受入れた証券・現金を控除した評価差額(担保不足額、0フロア)も加算。

3. 開示要件

- ◆ 2015年1月1日より開示を開始。
- ◆ 金融機関が開示しなければならないものとしては、以下の3つ。
 - 概要比較テーブル: 会計上の総資産とレバレッジ比率上のエクスポージャー額を比較(期末値)
 - 共通開示テンプレート: 主なレバレッジ比率の要素の内訳を開示(期末値)
 - ①共通開示テンプレート(オンバランスシート・エクスポージャー部分)と開示された財務諸表との間の重要な差異がある場合、②昨期末のレバレッジ比率と重要な差異がある場合、にそれぞれの原因を説明しなければならない。
- ◆ 開示の頻度: 財務諸表の公表と同頻度かつ同時に開示する必要。ただし、レバレッジ比率及びその分子・分母は四半期ごとに開示。
- ◆ 開示の場所: ①財務諸表上に掲載されるか、または、②最低限銀行のウェブサイトや一般に利用可能な規制上の報告資料に掲載し、財務諸表上で直接参照される必要がある。